

# **総合事業に係るサービスの 併用関係について**

# 介護予防給付と事業サービスの併用について

認定期間の終了時点や利用者の希望により、すみやかに事業サービスに移行する必要がありますので、移行対象である介護予防給付と移行後の事業サービスの併用は想定しておりません。ただし、通所と訪問の組み合わせのような異なる系統のサービスであれば併用は可能とします。なお、新規での介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の利用はできませんので、注意してください。併用の適用関係の例は、下記のとおりです。

| 例) A事業所 |          | B事業所 |                   |
|---------|----------|------|-------------------|
| ×       | 介護予防通所介護 | +    | 予防型デイ (通所系と通所系)   |
| ×       | 介護予防訪問介護 | +    | 生活援助ヘルプ (訪問系と訪問系) |
| ○       | 介護予防通所介護 | +    | 生活援助ヘルプ (通所系と訪問系) |

# 事業サービスの複数事業所の利用について

また、桜井市の総合事業では、利用者の状態に適したサービスを提供するため、目的に応じて訪問型サービス及び通所型サービスのそれぞれに、複数の指定のサービスを設定しています。利用者の効果的な介護予防のために、異なる指定に限り、複数の事業所の利用は可能としていますが、同一の指定のサービスの複数事業所の利用については、想定しておりません。併用の適用関係の例は、下記のとおりです。

| 例) A事業所 |          | B事業所 |         |
|---------|----------|------|---------|
| ×       | 予防型デイ    | +    | 予防型デイ   |
| ×       | 生活援助ヘルプ  | +    | 生活援助ヘルプ |
| ○       | 予防型デイ    | +    | 機能訓練デイ  |
| ○       | 予防型身体ヘルプ | +    | 生活援助ヘルプ |

# サービス移行の流れ

例)

A事業所

B事業所

- × 介護予防通所介護 → 介護予防通所介護 + ミニデイ  
途中で同種の介護予防給付と事業サービスの併用があるため不可。
- × 介護予防通所介護 → 機能訓練デイ + 機能訓練デイ  
事業サービス内で、同じ指定のサービスの併用があるため不可。
- 介護予防通所介護 → 機能訓練デイ + ミニデイ  
事業サービスで、異なる指定のサービスの併用のため可。

なお、通所型サービスの取扱いは、基本的に介護予防通所介護に準じるため、介護予防通所リハビリとの併用はできません。